

秋田市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 阿久津 知 洋
東京都千代田区二番町8番地8
セブンイレブン 秋田山王6丁目店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年5月11日
- 3 期間
令和8年5月12日から令和10年3月31日まで